

(お 知 ら せ)

2024年10月3日
中国電力株式会社
島根原子力本部

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき、「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正[※]し、本日、内閣府および原子力規制庁に届け出ましたのでお知らせします。

このたびの修正は、主に原子力防災に係る体制や資機材等について、本年5月30日に変更認可を受けた原子炉施設保安規定で定める内容に変更したものです。具体的には、原子力災害発生時に構築する防災体制の人員数を74名から101名に増員し、これに伴い防護服や防護マスク等の資機材の配置数量の見直しなどを行っています。

当社は、引き続き、原子力災害の発生を未然に防止するための対策に鋭意取り組むとともに、万一の災害発生時においても迅速かつ的確に対応できるよう、原子力防災訓練等を通じて対応能力の維持・向上に努めてまいります。

※ 原子力災害対策特別措置法において、毎年、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画について検討を加え、必要があると認められる場合は自治体と協議のうえ修正し、内閣総理大臣および原子力規制委員会宛に届出を行うとともに、その内容を公表することが義務付けられている。

以 上